

資料22 災害廃棄物処理に係る協定等

「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」設置要綱

(名称)

第1条 本会は「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の範囲をいう。）において、災害時の廃棄物対策について情報共有を行うとともに、県域を超えた連携（以下「広域的な連携」という。）が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携について検討することを目的とする。

(検討事項等)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について情報共有及び検討を行うものとする。

- 一 各構成員が実施又は検討している災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- 二 九州ブロックにおける大規模災害発生時の廃棄物対策に関し、各主体の取組の支援方策及び広域的に連携して取り組むことが望まれる事項についての検討
- 三 九州ブロック以外で実施又は検討されている災害時の廃棄物対策に関する情報であつて、各構成員が必要とする情報の共有
- 四 その他、本協議会での検討が必要な事項

(構成員等)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。
なお、必要に応じて別表以外の関係者の出席を求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 各構成員が推薦する者がオブザーバーとして協議会に参加することを妨げない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、環境省九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課におく。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

別表

構成員名簿

自治体	福岡県 環境部 廃棄物対策課長 佐賀県 県民環境部 循環型社会推進課長 長崎県 環境部 廃棄物対策課長 熊本県 環境生活部 環境局 循環社会推進課長 大分県 生活環境部 循環社会推進課長 宮崎県 環境森林部 循環社会推進課長 鹿児島県 環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課長 沖縄県 環境部 環境整備課長 北九州市 環境局 循環社会推進部 循環社会推進課長 福岡市 環境局 循環型社会推進部 循環型社会計画課長 久留米市 環境部 施設課長 大牟田市 環境部 環境企画課長 長崎市 環境部 廃棄物対策課長 佐世保市 環境部 環境政策課長 熊本市 環境局 資源循環部 廃棄物計画課長 大分市 環境部 清掃管理課長 宮崎市 環境部 廃棄物対策課長 鹿児島市 環境局 資源循環部 資源政策課長 那覇市 環境部 廃棄物対策課長
民間団体	公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 九州地域協議会会長
有識者	九州大学 大学院工学研究院 環境社会部門 島岡教授 名古屋大学 減災連携研究センター 平山准教授
国の機関	国土交通省 九州地方整備局 企画部 防災課長 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 防災課長 環境省 九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課長

九州・山口 9 県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口 9 県」という。）において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被災県単独では十分な対策が実施できない場合において、九州・山口 9 県災害時応援協定第 5 条第 7 号の規定に基づき、災害廃棄物処理等における初動対応を迅速かつ円滑に進めるために必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第 2 条 災害廃棄物の処理に関し支援が可能な県（以下「支援県」という。）が被災し支援を必要とする県（以下「被災県」という。）に対して行う支援の内容は次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
 - 二 被災県における被災状況の把握や必要な支援の検討及び実施
 - 三 仮設トイレの設置業者及びし尿収集運搬業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 四 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者及び処理業者の情報収集及び支援要請等に係る連絡調整
 - 五 被災市町村の仮置場の管理・運営及び災害廃棄物の処理に関する技術的助言
 - 六 前各号に掲げるもののほか、被災県が初動対応として特に要請した事項
- 2 前項第 1 号の職員の派遣時に必要となる物資や装備品の調達、宿泊場所の確保については、原則、支援県が行うものとする。

(支援に係る手続き)

第 3 条 前条に掲げる支援は、被災県からの要請に基づき実施するものとする。ただし、支援県は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな支援の要請が困難と見込まれるときは、要請が行われる前に、必要な支援を行うことができるものとし、この場合には、要請があったものとみなすものとする。

(被災県における受援体制)

第 4 条 被災県は、前条に定める要請を行った場合（同条ただし書において要請があったものとみなす場合を含む。）、被災状況や県内における連携体制等に関する情報提供や支援県からの派遣職員や車両等の受入について、速やかに対応するよう努めることとする。

(平常時の情報共有)

第5条 九州・山口9県は、発災時に災害廃棄物の処理に係る支援を迅速かつ効率的に行うため、平常時にあらかじめ、次の情報について相互に情報交換を行うものとする。

- 一 仮設トイレの設置業者、し尿収集運搬業者及び関係団体等の情報
- 二 災害廃棄物（し尿を除く）の収集運搬業者、処理業者及び関係団体等の情報
- 三 市町村の災害廃棄物処理計画策定や仮置場候補地の選定に係る情報
- 四 災害廃棄物処理に関する実務や専門的な処理技術などの知識・経験を有する職員に係る情報
- 五 前各号に掲げるもののほか、九州・山口9県が必要と認めた事項

(連絡会議の実施)

第6条 九州・山口9県は、第3条から前条に規定する支援等が円滑に実施されるよう、毎年度、連絡会議を実施するものとする。

- 2 連絡会議の運営については、別途定める。

(経費の負担)

第7条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた被災県の負担とする。

- 2 支援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ支援を受けた被災県から要請があった場合には、支援県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 被災県及び支援県が前2項の規定により難いと認めるときには、別に協議のうえ負担関係を定めることができる。

(補則)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、九州・山口9県が協議して定める。

- 2 この協定は、各県が個別に又は九州ブロックとして国等他の主体と締結する災害廃棄物処理に係る支援協定又は行動計画に基づいた取組を妨げるものではない。

(適用)

第9条 この協定は、平成29年11月15日から適用する。

この協定を証するため、本書9通を作成し、各県知事記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年11月15日

福岡県知事 小川 洋

宮崎県知事 河野 俊嗣

佐賀県知事 山口 祥義

鹿児島県知事 三反園 訓

長崎県知事 中村 法道

沖縄県知事 翁長 雄志

熊本県知事 蒲島 郁夫

山口県知事 村岡 嗣政

大分県知事 広瀬 勝貞

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の収集運搬並びに仮設トイレの設置に関して、鹿児島県(以下「甲」という。)が鹿児島県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、災害が発生した場合において、し尿等の収集運搬若しくは仮設トイレの設置について必要があると認めるとき、又は被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができる。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県環境生活部環境整備課、乙においては鹿児島県環境整備事業協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保持する。

平成17年3月28日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島市錦江町11番40号
鹿児島県環境整備事業協同組合
理事長 鳥越 澄夫

※ 被災時の支援の内容、方法、費用については、市町村と協議することとする。

無償災害団体救援協定書 (災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する協定書)

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の収集運搬並びに仮設トイレの設置に関して、鹿児島県(以下「甲」という。)が協同組合鹿児島県環境管理協会(以下「乙」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、災害が発生した場合において、し尿等の収集運搬若しくは仮設トイレの設置について必要があると認めるとき、又は被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から協力要請があるときは、乙に支援協力を要請することができる。

(被災市町村との協議等)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は無償で行うものとし、乙は甲に支援協力を要する経費負担を一切求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県環境生活部環境整備課、乙においては協同組合鹿児島県環境管理協会事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成17年3月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保持する。

平成17年3月28日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 西之表市西町7068番地1
協同組合鹿児島県環境管理協会
理事長 錨 義人

※ 被災時の支援の内容、方法、費用については、市町村と協議することとする。

災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と社団法人鹿児島県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鹿児島県内において災害が発生した場合に、甲が乙に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、地震、豪雨等による災害に伴い発生した廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、県内市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が生活環境の保全上、特に処理が必要と判断したものをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理すべき廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 提供希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理した廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該市町村等が負担するものとし、その額は、当該会員と当該市町村等が協議して決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鹿児島県環境部廃棄物・リサイクル対策課、乙においては社団法人鹿児島県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、必要資機材の確保可能台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

(適用)

第12条 この協定は、平成21年5月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、双方各1通を保有する。

平成21年5月26日

甲 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島県鹿児島市錦江町11番40号
社団法人鹿児島県産業廃棄物協会
会長 三谷 純夫

※ 被災時の支援の内容、方法、費用については、市町村と協議することとする。

災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援協定書

鹿児島県（以下、「甲」という。）と一般社団法人鹿児島県環境保全協会（以下、「乙」という。）とは、災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下、「点検・復旧等」という。）の支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する支援を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。

2 この協定において「支援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 浄化槽の緊急点検及び被害実態調査
- (2) 浄化槽汚泥の収集運搬
- (3) 市町村が設置する避難所等に対する会員業者保有の仮設トイレの設置
- (4) 浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係る乙の会員の斡旋
- (5) 前4号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧等に関する必要な行為

（支援要請）

第3条 甲は、被災市町村からの要請があったときは、乙に対し支援を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への支援の要請は、原則として様式第1号により文書で行うものとする。ただし、文書による要請のいとまがないときは、口頭又は電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、支援の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（関係団体との連携）

第5条 乙は、支援の実施にあたって、浄化槽の関係団体と連携を図るものとする。

（被災市町村との協議）

第6条 被災市町村と乙は、支援の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第2条第2項に規定する支援を終了したときは、甲に対し速やかに様式第2号により文書で報告するものとする。

(経費負担)

第8条 支援に要する経費は、基本的に乙が負担するものとする。ただし、災害の規模や状況によっては支援が長期化するなど乙の負担が多大となるときは、支援を要請した被災市町村等が応分の負担を行うものとし、その額は、あらかじめ被災市町村と乙が協議のうえ決定するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室、乙においては一般社団法人鹿児島県環境保全協会事務局を窓口として行うものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第11条 この協定の期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲もしくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 鹿児島市宇宿二丁目9番9号
一般社団法人鹿児島県環境保全協会
会長 池畑 憲一

※ 被災時の支援内容、方法、費用については、市町村と協議することとする。